

質疑応答 一覧 << 審査編 >>

- Q. 給水図面の管種、口径の記入方法について、今後はどうなりますか。
- A. 管種や口径の記入については、各所で変更があった場所ごとに記入してください。
- Q. 下水図面の工事事業者名の右側の欄は、空欄でしょうか。業者で有効活用してもよいでしょうか。
- A. 空欄です。空欄の利用については、個人情報がない情報でしたら使用してかまいません。なお、欄がなくてもかまいません。
- Q. ます明細はなくなるということでしょうか。
- A. ます明細はなくなります。今後は、勾配、延長、材質、口径の確認をします。汚水については、最終ますのみ深さの記入をお願いします。雨汚水ともますの大きさは、平面図で、ますの大きさが見た目で見えるようにしてください。
- Q. リスクの承諾欄について、1 栓竣工時の散水のみ使用は記載が必要でしょうか。
- A. 必要ありません。平面図で、「散水栓」、「散水のみ使用」を記入してください。排水が必要かどうか、わかるように表記してください。
- Q. 3 階直結の場合、6 号様式の提出は必要でしょうか。
- A. 6 号様式は必要です。3 + R までは、設計水圧の対象から除外しました。マッピングで確認ができるシステム値は安全側に設定しているので、水圧不足がある場合は、協議をお願いします。
- Q. システム値による設計水圧の確認は、3 階直結給水の集合住宅は対象でしょうか。
- A. 3 階であれば、集合住宅であっても対象です。4 階に生活水栓がついた建物からが対象外です。
- Q. 立面図の作図方法について、集合住宅は各戸のメータまで図示すればよいでしょうか。
- A. そのとおりです。
- Q. 受水槽の撤去の立面図は今後不要でしょうか。
- A. 原則としては省略しますが、書かないことにより図面が不明瞭になってしまう場合などは、要相談となります。
- Q. ドレン排水について、新型の給湯器等を使用した場合でも汚水につなぐ必要があるのでしょうか。
- A. 給湯器は汚水系統の接続をお願いします。

Q. 提出する図面等の適用は7月1日からですが、すでに図面を作成してしまっている図面については、旧様式で提出してもよいでしょうか。

A. 移行期間を1か月程度設けるので、すでに作成した図面等は、旧様式で提出してください。

Q. 換算栓数について、お客様の意向を優先するという解釈で良いでしょうか。

A. 標準的な使い方がある中で、メインで使うものを数えてください。瞬時最大の給水量を設定し、メーターの口径を決定することが目的なので、お客様の意向を優先します。基本的には、屋内の栓数を数えることを想定しています。

Q. 枚数表示はどこにすればよいでしょうか。

A. 図面右下の1/1が見本となるので、ご確認ください。

Q. 数えない水栓は注釈を入れますか。

A. 散水栓の場合、注釈の記載は必要ありませんが、水栓柱は散水のみ使用の注釈をお願いします。またその他についても必要な注釈の記入をお願いします。

Q. 申込時に申込年月日の記入は必要でしょうか。

A. これまでどおり、申込時は無記入で大丈夫です。

Q. 汚水の立面図が別途必要な場合もあると記載されていますが、必要そうな案件については、事前に確認したほうが良いという認識でよいでしょうか。

A. そのとおりお願いします。審査担当が審査を行う上で、審査ができない場合に限り作成を依頼することになりますが、これまで必要に至った案件はありません。

Q. 戸建建築にあたり仮設水栓を一栓立てる場合、仮設配管という認識であるが、H I V P等の使用も良いでしょうか。また、13号様式の必要な場合について、教えてほしい。

A. H I V Pの使用は可能です。13号様式は、工事現場の仮設事務所や大きな建物が建つ場合に、50mmで取り出して40mmのメーターをつけるが栓数は2つ、などであれば、図面等をつけてもらって13号様式で申請をお願いします。また、通常の戸建について、工事用メーターで出せる場合は、13号様式提出の対象にはしていません。

質疑応答 一覧 <検査編>

Q. ますの検査は、打音検査のみで、水を流すことはしないのでしょうか。水を流す確認をするのであれば、屋内には入らずに、ペットボトル等で、屋外の最上流のますからみずを流す方法でもよいのでしょうか。

A. ますの検査は、汚水、雨水の最終ますを開けて検査を行います。汚水については、水を使って流れの確認を行います。雨水は打音検査を行い、汚水との誤接続がないか確認します。

最上流のますから水を流す件については、現場状況によっては、難しい場合もありますが、可能です。なお、ペットボトル等で実施する場合は、水の流れが良好であることを確認するため、おおむねバケツ一杯程度は必要と考えています。

Q. 写真撮影について、どのような写真を提出すればよいのでしょうか。

A. 写真の撮り方は、ホームページに記載していますので、ご確認ください。

Q. グレーチング等がなかった場合はどうすればよいのでしょうか。

A. 公共物の保護が目的なので、説明のとおり、表面仕上げと裏側防護状況の写真が必要です。ハンドカメラ等（自撮り棒）を使用して、工夫して撮影してください。

Q. メーターの先出しについて、すぐもらうことができるのでしょうか。

A. 写真の提出をすれば、メーターがもらえるということではなく、写真検査が合格することが先出しの条件であるため、検査員による検査後に渡します。検査員が申込時に在席している場合は、随時検査を行い、メーターの先出しを行います。検査員は指定せず、在席している検査員が対応します。

Q. 50mmの分岐の写真判定についてですが、どのタイミングで相談すれば、よいのでしょうか。また、写真判定ができる基準はなんですか。

A. 事前に局検査員を指名しますので、打合せを行い決定してください。写真判定の基準は、各業者様から写真でやりたいという申し出があった場合、応じたいと考えています。立会が良い場合は、立会を行います。初めての業者様であったり、数年ぶりの施工であったり、老朽管である場合などについては、局の意向で、立会を行う場合もあります。

Q. 分岐工事の資格確認ですが、下請に出している場合は、どうすればよいのでしょうか。

A. 確認するのは、せん孔者の氏名と番号になるので、会社名は不要です。また、写真検査にする場合は、せん孔者の顔が映るように撮影してください。

Q. 検査申込は中三日に変更はありませんか。

A. 変更はありません。

Q. 申請代行について、他社の検査立会いの場合、担当者が急病などで来れないといった場合は、代行者が検査を受けても良いでしょうか。

A. 申請した工事店の有資格者が立ち合いを行う必要があります。

Q. メーターの先出しは、検査の申し込みと同じである必要がありますか。

A. 検査の申し込みとあわせて、写真を提出してください。検査の申し込みは、工事が完了していることが前提です。

Q. 一日当たりの検査件数は増えますか。

A. 今のところ、これまでと変わりません。今後の状況によって、検査時間が短くなり、件数を増やすこともできるかもしれません。

Q. 局検査員から電話連絡をするとあるが、会社の番号を伝えると担当者が不在の場合もあるので、どうすればよいでしょうか。

A. 申請書の備考欄等に記載していただければそちらへ連絡します。

Q. 増変工事における現場立会検査はどうなるのでしょうか。例えば、汚水だけを変更する場合は、雨水も確認するのでしょうか。

A. 現場によって状況は異なるので、都度、相談することとなりますが、基本的には変更箇所の確認を行います。

Q. 検査内容は検査当日に指示するとあるが、どのような指示があるのでしょうか。

A. 特殊な場合については、事前に伝えるが、例えば、メーター周りの不良等でその場で直してほしい場合もあるので、これまで程度の準備をしてきてほしい

Q. A区域が空いていて、C区域が詰まっている場合、C区域の検査を受けることはできますか。

A. 基本的には区域を見直したので、その予定表に応じた検査スケジュールで検査を行います。

Q. 新様式は窓口に置いてありますか。

A. 近日中に窓口に置きます。